

2019年3月20日 全7頁

# 公務員に普及の iDeCo、中小企業に広がるか

## 個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入状況（2019年1月末）

政策調査部  
研究員 佐川 あぐり

### [要約]

- 個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者数は、2019年1月末で115万人となった。全体の加入率（加入対象者数に占める加入者の割合）は1.7%であった。第2号加入者数（会社員・公務員）が97.1万人と全体の8割超を占める。公務員の加入率が伸びている一方、企業年金のない会社員の伸び率は緩やかである。
- 拠出する掛金額の分布は、第2号加入者のうち企業年金のない会社員では拠出できる枠を余らせるケースが少なくない一方、それ以外の第2号加入者と第3号加入者（専業主婦等）では、限度額もしくはその近くまで拠出する層が比較的多い。ここ約半年を見ると拠出する平均額が多少低下しているが、少額の掛金で iDeCo を利用する若い世代の加入者が増えているのではないかと見られる。
- iDeCo の普及を促進するには、勤め先に企業年金のない従業員のさらなる iDeCo の利用拡大が課題となろう。特に、企業年金の導入割合が大きく低下している中小企業での普及が期待され、2018年5月にスタートした中小企業向けの制度である「iDeCo+」がカギとなろう。

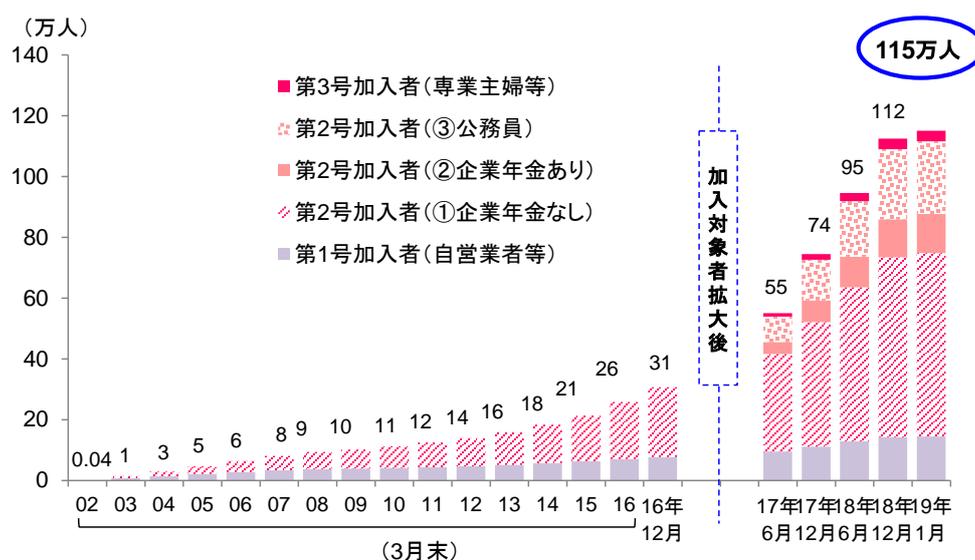
### iDeCo の加入者数は115万人

個人型確定拠出年金<sup>1</sup>（iDeCo）の加入者数は2019年1月末時点で115.1万人となった。個人型確定拠出年金（個人型DC）制度は2001年に創設されたが、当初は対象者が自営業者や企業年金のない従業員に限定されていたため、加入者数の増加は緩やかなペースだった。だが、「iDeCo(イデコ)」という愛称が付され、2017年1月に加入対象範囲が大幅に拡大されて以降は、図表1のように加入者が急増している。

<sup>1</sup> 日本の確定拠出年金（DC：Defined Contribution）は、企業年金制度として会社が用意し、その会社に勤める従業員が加入する「企業型DC」と、個人が任意で加入する「個人型DC（iDeCo）」の2つのタイプがある。

iDeCo の加入対象者数を公的年金被保険者数<sup>2</sup> (6,733 万人、2018 年 3 月末時点) とすると、それに占める加入者数の割合 (以下、加入率とする) は、1.7% (=115.1 万人÷6,733 万人) である。加入対象者が拡大される直前の 2016 年 12 月末には 0.8% (=30.6 万人÷3,744 万人<sup>3</sup>) であった (2016 年以前は個人型 DC) から、加入率は約 2 倍になった。

図表 1 iDeCo (個人型 DC) の加入者数推移



(出所) 国民年金基金連合会「国民年金基金連合会業務報告書 (各年度版)」 「iDeCo (個人型確定拠出年金) の加入等の概況 (各月時点)」より大和総研作成

2019 年 1 月末時点の加入者数の内訳<sup>4</sup>を図表 2 で見ると、第 1 号加入者 (自営業者等) が 14.4 万人、第 2 号加入者 (会社員、公務員) が 97.1 万人、第 3 号加入者 (専業主婦等) が 3.5 万人であり、全加入者数の 8 割以上を第 2 号加入者が占めている。加入対象者数で除した加入率では、第 1 号加入者が 1.0%、第 2 号加入者が 2.2%、第 3 号加入者が 0.4% であり、加入者数だけでなく加入率で見ても第 2 号被保険者において利用が進んでいる。

さらに、第 2 号加入者の内訳は、「①企業年金なし」が 60.4 万人、次いで「③公務員」が 23.9 万人、「②企業年金あり」が 12.9 万人となっている。加入率では「③公務員」が 5.3% と最も高く、それに比べて「①企業年金なし」が 2.6%、「②企業年金あり」が 0.8% と低い。

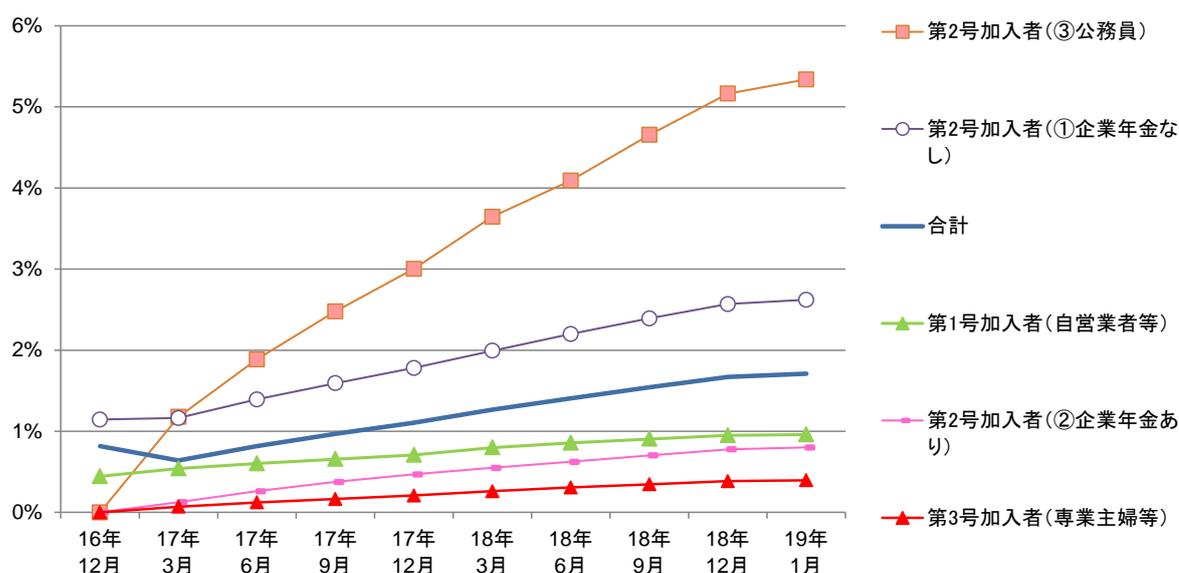
<sup>2</sup> 厚生労働省年金局「平成 29 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」(2018 年 12 月)による。

<sup>3</sup> 対象範囲拡大前の個人型 DC の加入対象者は、第 1 号加入者と企業年金のない会社員に限定されていた。2016 年 12 月末の加入対象者数は「国民年金の第 1 号被保険者数」と「第 1 号厚生年金被保険者数－企業年金の加入者数」を合計し算出した。ただし、企業年金の加入者数は、企業型 DC、確定給付企業年金、厚生年金基金の加入者数を単純合計し、複数制度に重複して加入している場合を考慮しておらず、また、データは 2016 年 3 月末時点のものを利用した。

<sup>4</sup> iDeCo の加入者は公的年金に関する被保険者の種類別に 3 区分あり、第 1 号加入者は iDeCo 加入者のうち自営業者等の第 1 号被保険者に該当する者、第 2 号加入者は iDeCo 加入者のうち会社員、公務員といった第 2 号被保険者に該当する者、第 3 号加入者は iDeCo 加入者のうち専業主婦等の第 3 号被保険者に該当する者である。

図表 2 iDeCo の加入者数と加入率【2019年1月末】

加入者の種類	第1号加入者	第2号加入者				第3号加入者	合計
	自営業者等	① 企業年金なし	② 企業年金あり	③ 公務員	全体	専業主婦等	
A 加入者数【万人】 (2019年1月末)	14.4	60.4	12.9	23.9	97.1	3.5	115.1
B iDeCo加入率 【A/C】	1.0%	2.6%	0.8%	5.3%	2.2%	0.4%	1.7%
C 加入対象者数【万人】	1,505	2,305 (注3)	1,606 (注2)	447	4,358	870	6,733 (注1)



(注1) 2018年3月末時点。公的年金被保険者数。なお、第1号加入対象者数は国民年金の第1号被保険者数、第2号加入対象者数「全体」が第2号被保険者（厚生年金被保険者）数、第3号加入対象者数は国民年金の第3号被保険者数。

(注2) 2018年3月末時点。確定給付企業年金、厚生年金基金、企業型DCの加入者数を単純に合計したものであり、複数の制度に重複して加入している場合を考慮していない。

(注3) 第2号加入対象者全体から「②企業年金あり」と「③公務員」を差し引いた人数。

(注4) 2016年12月から2019年1月までの加入率は、各時点で最新となる加入対象者数から加入率を算出。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況（各月時点）」、厚生労働省年金局「平成29年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」、信託協会等「企業年金（確定給付型）の受託概況」「確定拠出年金（企業型）の統計概況」より大和総研作成

個人型DCの加入対象者が拡大される直前の2016年12月以降の加入率の推移を加入者の種類別に見ると、特に「③公務員」のiDeCoの利用が進んでいる（図表2下）。他方、加入者数が60.4万人となっている「①企業年金なし」については、加入率の伸びが公務員に比べて緩やかとなっている。適格退職年金の廃止や厚生年金基金の解散等の影響により企業年金を廃止した中小企業等に勤める従業員もここに含まれると思われ、この属性における加入率の向上が今後の大きな課題の一つであろう。

## 掛金の拠出状況

iDeCo は、加入者が 5 千円以上、千円単位で毎月一定額を拠出する仕組みである。拠出できる掛金には上限があり、加入者の属性によってそれぞれ上限金額が異なる。それぞれの加入者の拠出限度額（上限）と実際の掛金の状況を確認すると、2018 年 7 月末時点（前回レポート<sup>5</sup>の報告時点）の状況から大きな変化はないようだ。

第 1 号加入者の拠出限度額は 6.8 万円（月額、以下同じ）である。掛金額別の加入者数の分布を見ると、「5～9 千円」が最も多く第 1 号加入者の 24%、次いで「1.0～1.4 万円」が 22% を占めており、5 千円から 1.4 万円の範囲で拠出する層が約半数を占める。他方、限度額いっぱいを含む「6.5～6.8 万円」が 20% である。

第 2 号加入者の拠出限度額は各区分で金額が異なり、「①企業年金なし」は 2.3 万円である。上限いっぱいを含む図表 3 のブラケットである「2.0～2.4 万円」の掛金額を拠出する加入者が 54% を占めており、次いで「1.0～1.4 万円」が 21%、「5～9 千円」が 20% である。上限まで拠出する層が多いが、5 千円から 1.4 万円の範囲で拠出する層も少なくない。「②企業年金あり」の拠出限度額は、勤め先の企業年金の制度により 3 パターンに分かれ、（ア）企業型 DC がある場合：2.0 万円、（イ）企業型 DC と DB（確定給付型年金<sup>6</sup>）がある場合：1.2 万円、（ウ）DB がある場合：1.2 万円である。「②企業年金あり」を全体的に見ると、「1.0～1.4 万円」の掛金額を拠出する加入者が 80% と最も多く、（イ）と（ウ）に区分される加入者の多くが上限いっぱいまで拠出しているのではないかと<sup>7</sup>。「③公務員」の拠出限度額は 1.2 万円である。上限いっぱいを含むブラケットである「1.0～1.4 万円」の掛金額を拠出する加入者が 88% で、上限まで拠出する加入者が大半を占めている。

第 3 号加入者の拠出限度額は 2.3 万円で、上限いっぱいを含むブラケットである「2.0～2.4 万円」の掛金額を拠出する加入者が 52% を占め、次いで「5～9 千円」が 27%、「1.0～1.4 万円」が 18% である。上限ないし上限近くまで拠出する層が半数以上を占めるが、1.4 万円以下の範囲で拠出する加入者も 3 割程度存在している。

要約すると、第 1 号加入者は、少額の拠出をする層と限度額いっぱいまで拠出する層に二極化している<sup>8</sup>。第 2 号加入者の「①企業年金なし」については、拠出できる枠を余らせている加入者が少なくないが、それ以外の第 2 号加入者と第 3 号加入者では、限度額もしくはその近くまで拠出する層が比較的多いと言える。

<sup>5</sup> 大和総研レポート 政策調査部 佐川あぐり「iDeCo の加入者数、対象者拡大前の 3 倍に」（2018 年 9 月 13 日）参照。[https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/20180913\\_020313.html](https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/20180913_020313.html)

<sup>6</sup> 厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済などである。

<sup>7</sup> そもそも月額 5.5 万円が上限である企業型 DC のみを実施している（ア）の場合は、企業型 DC への事業主掛金の上限を月額 3.5 万円とすることを規約で定めた場合に限って個人型 DC への加入が認められる（従って iDeCo での拠出限度額は 2.0 万円）。また、DB との併用で月額 2.75 万円が上限である企業型 DC を実施している（イ）の場合は、企業型 DC への事業主掛金の上限を月額 1.55 万円とすることを規約で定めた場合に限って個人型 DC への加入が認められる（従って iDeCo での拠出限度額は 1.2 万円）。

<sup>8</sup> ただし、第 1 号加入者の場合、iDeCo の限度額は国民年金基金の掛金との合計で 6.8 万円である。

なお、iDeCo で拠出する掛金は全額が所得控除<sup>9</sup>の対象であり、上限まで拠出することで節税の効果が高まるが、図表 3 の中ほどに示したように、掛金の平均額が直近の約半年では多少低下している。これまで資産形成に積極的ではなかった若い世代などが、少額の掛金で iDeCo を利用するケースが増えている様子がうかがわれる<sup>10</sup>。

図表 3 加入者の種類別の拠出限度額と掛金額の状況

加入者の種類	第1号加入者	第2号加入者			第3号加入者	
	自営業者等	① 企業年金なし	② 企業年金あり		③ 公務員	
		(ア)企業型DC	(イ)企業型DC+DB	(ウ)DB		
拠出限度額(月額)	6.8万円	2.3万円	2万円	1.2万円	1.2万円	2.3万円
掛金額別の加入者数(人)	(注1)5~9千円	34,297 24%	119,207 20%	23,023 18%	28,486 12%	9,164 27%
	1.0~1.4万円	31,451 22%	126,708 21%	<b>101,053 80%</b>	<b>202,541 88%</b>	6,322 18%
	1.5~1.9万円	4,497 3%	25,950 4%	80 0.1%		956 3%
	2.0~2.4万円	17,823 13%	<b>323,870 54%</b>	1,860 1.5%		<b>17,974 52%</b>
	2.5~2.9万円	1,859 1%				
	3.0~3.4万円	9,832 7%				
	3.5~3.9万円	1,190 1%				
	4.0~4.4万円	2,576 2%				
	4.5~4.9万円	807 1%				
	5.0~5.4万円	6,905 5%				
	5.5~5.9万円	603 0%				
	6.0~6.4万円	1,843 1%				
6.5~6.8万円	<b>28,621 20%</b>					
計	142,304 100%	595,735 100%	126,016 100%	231,027 100%	34,416 100%	
年単位拠出の届出をしている加入者数(人) 【種類別加入者数に対する割合】	1,939 1.3%	8,106 1.3%	2,782 2.2%	7,621 3.2%	695 2.0%	

【平均(単位:円)】		2019年	2018年
		1月末時点	7月末時点
第1号		27,329	27,439
第2号	①企業年金なし	16,161	16,216
	②企業年金あり	10,605	10,638
	③公務員	10,986	11,074
第3号		15,437	15,821

(注1) 本表の出所である国民年金基金連合会の公表資料では、「5~9千円」ではなく「1,000円～」と表記されている。これは、第2号加入者の①企業年金なしに属する加入者に限っては、2018年5月からスタートした中小事業主掛金納付制度によって、例えば加入者本人の掛金額が1千円、事業主の掛金額が4千円で、合計5千円というケース(本人の拠出額が5千円未満のケース)があるためである。ただ、iDeCoへの拠出はあくまでも月額5千円以上である必要があることから、本レポートでは事業主の掛金分を含めて5千円と表記している。

(注2) 掛金額は千円刻みのため、例えば、「5~9千円」は5千円、6千円、7千円、8千円、9千円のいずれかの掛金額を拠出する加入者数の合計と、各区分に占める割合を示している。

(注3) DBは、厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済などの確定給付型年金の制度。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況(平成31年1月時点)」より大和総研作成

<sup>9</sup> 税金を計算する際の所得から差し引くことができ、課税されない金額をいう。

<sup>10</sup> 加入対象者拡大後は、20~40歳代のiDeCoの利用が着実に増えている。また、2018年1月にスタートしたつみたてNISAの年齢要件は20歳以上だが、これまで一般NISAを利用していなかった40歳代以下の相対的に若い世代の口座開設が6~7割を占めている。大和総研レポート 政策調査部 佐川あぐり「100万人突破のiDeCo、次なる狙いは若年層」(2018年10月16日)参照。

[https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/20181016\\_020370.html](https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/20181016_020370.html)

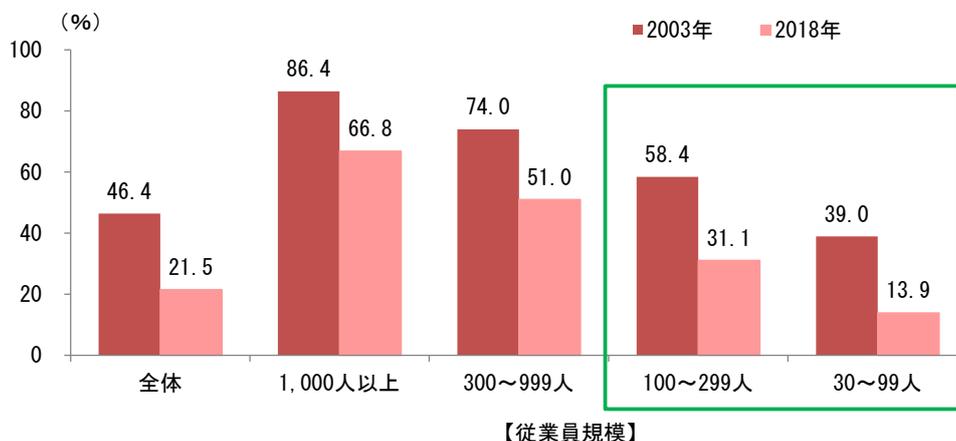
## 中小企業の利用拡大がカギ

加入者数が100万人を超えたとはいえ、iDeCoは20～59歳であれば基本的に加入できる制度であり、まだまだ国民の一部しか利用していない状況にある。前述の通り、加入率で見れば1.7%と極めて低水準にとどまっている。それは普及拡大の余地を大きく残しているということでもあり、今後も加入者を増やすための取り組みをいっそう進めていく必要がある。

そこで重要となるのが、勤め先に企業年金<sup>11</sup>のない従業員のiDeCoの利用拡大に向けた取り組みであろう。近年は、適格退職年金の廃止や厚生年金基金の解散等の影響により、企業年金の導入割合が低下している。厚生労働省「就労条件総合調査」によると、企業年金制度を導入している企業は2003年<sup>12</sup>には46.4%だったが、2018年には21.5%に低下している。

これを従業員規模別で見ると、規模が小さい企業で低下幅が大きい。従業員1,000人以上では86.4%（2013年）から66.8%（2018年）へと19.6%ポイントの低下幅にとどまっているのに対し、従業員100～299人では27.3%ポイントの低下（58.4%（2013年）から31.1%（2018年）へ低下）、従業員30～99人では25.1%ポイントの低下（39.0%（2013年）から13.9%（2018年）へ低下）となっている（図表4）。既存制度の廃止等の影響が大きかったのは中小企業であり、iDeCoはその受け皿となることが期待されている。公的年金（厚生年金）の実質的な給付水準がマクロ経済スライドによって長期に引き下げられていくと見込まれる中、その必要性はいっそう高まっている。

図表4 企業年金制度の導入割合



（注1）調査期日は、2018（平成30）年1月1日現在、2003（平成15）年1月1日現在。

（注2）調査対象は、2003年調査が日本標準産業分類に基づく9大産業に属する、常用労働者が30人以上の民営企業、2018年調査が日本標準産業分類（平成25年10月改訂）に基づく16大産業に属する、常用労働者が30人以上の民営企業。

（出所）厚生労働省「就労条件総合調査」より大和総研作成

<sup>11</sup> 企業型DCと、厚生年金基金・確定給付企業年金・私学共済などの確定給付型の年金制度。

<sup>12</sup> 適格退職年金は2001年の確定給付企業年金法の成立に伴い、2002年4月以降の新規設立が認められなくなった。既存の制度については、2012年3月末までに他の企業年金制度等へ移行する必要があるため、2003年との比較とした。

この点、2018年5月にスタートした中小企業向けの制度である「iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）」（イデコプラス）がカギとなる。2016年のDC法改正では、企業年金の普及・拡大へ向けた取り組みの一環として中小企業向けの制度が二つ創設された。一つが中小企業向けにシンプルに制度設計された企業型DCである「簡易型DC」で、事業主負担を軽くするために導入時に必要な書類等を削減し、業務報告書が簡素化された仕組みである。

もう一つが「iDeCo+」であり、企業年金を実施していない従業員100人以下の企業が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、その従業員の掛金との合計がiDeCoの拠出限度額の範囲内（年額27.6万円、月額2.3万円）となるように追加的に掛金（中小事業主掛金）を拠出できる仕組みである。企業型DCでは企業拠出に上乗せして従業員が拠出できるマッチング拠出制度があるが、「iDeCo+」は逆マッチング制度と呼ばれ、企業が利用することで従業員の福利厚生の実現を図る効果が期待される。「iDeCo+」を実施するには労使が協議を経た上での合意が必要となり、そのための準備等にかかる作業が発生するものの、自社で企業型DCを設立するコストと比較すれば、中小企業にとって利用しやすい制度と言える。2018年12月末時点で「iDeCo+」の実施事業主数は160事業主、加入予定者数は1,077人であったが、2019年1月末時点ではそれぞれ200事業所、1,287人と着実に増えている。「iDeCo+」の活用によって中小規模の企業でのiDeCoの利用拡大が期待される。

**【重要な注意事項】**

**お取引にあたっての手数料等およびリスクについて**

**手数料等およびリスクについて**

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.24200%（但し、最低 2,700 円）の委託手数料(税込)が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大 0.97200%の国内取次手数料（税込）に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動（裏付け資産の価格や収益力の変動を含みます）による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかには為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

**ご投資にあたっての留意点**

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会